

## 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患があり、長期にわたって日常生活または社会生活に制約がある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

申請には以下のものが必要であり、結果がでるまで2ヶ月程度かかります。

### 申請に必要なもの

- ①印鑑
  - ②本人の写真1枚(たて4cm×よこ3cm。原則1年以内のもの。上半身で脱帽。)
  - ③診断書(精神保健福祉手帳用)(様式は健康福祉課窓口にあります。)
  - ④(1)国民年金厚生年金保険年金証書  
(2)国民年金厚生年金裁定通知書  
(3)国民年金厚生年金障害年金額改定通知書  
(または障害年金の振込みが確認できる通帳の写でも可)
- ③④いずれかが必要になります。
- ⑤マイナンバーがわかるもの
- ※平成28年1月より申請書等に個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりますのでご注意ください。

### 障害の程度

1～3級

※数字が小さいほど重度となります。

### 有効期間

2年間

※期限3ヶ月前より更新申請が可能です。

※その他にも以下の場合は手続きが必要となります。

更新申請

障害程度変更

居住地・氏名の変更

再交付

返還(死亡、期限切れ 等)

詳しくは健康福祉課へお問合せください。